

青少年関係用語

第 1 青少年関係用語

1 関係規程等

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和 39 年 8 月 1 日条例第 181 号)

18 歳未満を青少年と定義し、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図ることを目的としている。優良図書類等の推奨(第 5 条)、表彰(第 6 条)、不健全な図書類の指定(第 8 条)及び規制(第 9 条から第 12 条等)、がん具類の規制(第 7 条の 2、第 13 条等)、刃物の規制(第 7 条の 3、第 13 条の 2 等)や、深夜外出の制限(第 15 条の 4、第 16 条)、青少年とのみだらな性交や性交類似行為の禁止(いわゆる淫行条例に該当する箇所)(第 18 条の 6)、青少年の保護に関する都や保護者の責務等が定められている。

39 頁「東京都青少年の健全な育成に関する条例のあらまし」参照

東京都安全安心まちづくり条例(平成 15 年 7 月 16 日条例第 114 号)

東京都の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪及び事故の防止に関し、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的としている。平成 27 年度に、安全安心まちづくりを推進する体制を強化するとともに、喫緊の課題への対応を図るため、改正を行い、都が、区市町村、学校、家庭、地域社会と連携して児童等の規範意識の醸成を図ることについて定められた。

その他の改正内容としては、安全安心まちづくりに関する人材の育成や安全安心に係る情報の発信及び共有、弱者対策の強化、通学路等における安全対策の強化、危険薬物の濫用の根絶及び特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等が挙げられる。

安全安心 TOKYO 戦略

本戦略は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、「世界一の都市・東京」にふさわしい安全安心を実現するため、これまでの取組を総括して成果と課題を検証し、今後 10 年の施策の方向性を示したものである。

本戦略では、「こころの東京革命」の普及等による規

範意識の向上や、地域の力の強化により、特殊詐欺や危険ドラッグの撲滅、通学路の安全確保などの喫緊の課題へ対応するとともに、地域の安全安心を確保する体制の構築を強化することとしている。

今後は、区市町村、警察、地域、企業等との分担と連携を強化し、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指す。

2 審議会関係

東京都青少年問題協議会

青少年問題協議会設置法をうけて昭和 28 年 10 月「東京都青少年問題協議会条例」を制定し、知事の附属機関として設置した。協議会は、青少年問題に関する総合施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事と関係行政機関に意見を述べるができる。

構成員は会長に知事をあて、委員 35 人以内(都議会議員 6 人、学識経験者 16 人以内、関係行政庁の職員 5 人以内、都職員 8 人以内)をもって組織されている。

東京都青少年健全育成審議会

東京都青少年の健全な育成に関する条例により優良図書類等の推奨、不健全な図書類等の指定又は有害広告物の措置命令について知事の諮問に応じ、調査し、審議するため昭和 39 年に設置された。

構成員は、委員 20 人以内(業界関係者 3 人以内、青少年の保護者 3 人以内、学識経験を有する者 8 人以内、関係行政機関の職員 3 人以内、東京都の職員 3 人以内)となっており、専門の事項を調査する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができることとなっている。

審議会は月 1 回開催されるほか、緊急性など必要がある場合には小委員会が開催され、平成 26 年度までに優良映画の推奨 424 本、不健全図書の指定 4,186 誌、不健全ビデオテープの指定 466 本、不健全な刃物 3 種、がん具類 1 種を答申した。この結果は、東京都公報で、公告又は告示するとともに関係者にハガキ等で周知している。

東京都児童福祉審議会

児童福祉法に基づき設置された知事の諮問機関で、児童の福祉に関する事項を調査、審議する機関である。

東京都生涯学習審議会

東京における生涯学習の振興に関して検討するため、都教育委員会又は知事の諮問に応じ、都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査審議する。

3 地域活動・団体活動関係

青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）

青少年の非行防止等について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施するため、内閣府の主唱で、7月の1か月間を強調月間としている。

国際児童年（昭和54年）を契機に「青少年を非行からまもる全国強調月間」として実施されてきたが、平成10年度に少年非行の深刻化による本月間の見直しのため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」という名称に改められ、平成22年度に児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加えるため、名称が改められた。

子ども・若者育成支援強調月間（11月）

子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図るため、内閣府等が実施主体となって11月の1か月間を強調月間としている。

昭和53年から「全国青少年健全育成強調月間」として実施されてきたが、平成22年4月1日に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことに伴い、名称が改められた。

社会を明るくする運動

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。

昭和26年を第1回とし、平成27年は第65回になる。主唱は法務省で、毎年7月の1か月間を強調期間としている。

運動の実施に当たっては、中央推進委員会（国）、都道府県推進委員会、地区推進委員会（区市町村）が設置され、運動の推進を図っている。

薬物乱用防止推進協議会

覚醒剤等の薬物事犯の検挙者数は、高い数値で推移しており、芸能界やスポーツ界などの薬物事件が相次いで取り上げられるなど、大きな社会問題となっている。また、将来を担う若者に薬物汚染が拡大するなど、深刻な状況が続いている。

都は、地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を展開するため、東京都薬物乱用防止指導員を委嘱してい

る。東京都薬物乱用防止推進協議会は、この指導員で構成する組織であり、地区毎に区市町村や地域の各種団体と連携して、街頭キャンペーン、講演会等の活動を行っている。

なお、全国的な薬物乱用防止運動としては、不正大麻・けし撲滅運動（例年4月から7月）、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（例年6月20日から7月19日）、麻薬・覚醒剤乱用防止運動（例年10月から11月）が国の要綱に基づき設定されている。薬物乱用防止推進協議会では、これらの運動期間に合わせて、重点的に活動を推進している。

家族ふれあいの日

東京都とこころの東京革命協会では、家族の結びつきが希薄になっている今日、家族のコミュニケーションを密にし、親子の絆を強める契機とするとともに、「こころの東京革命」を浸透させるために、「家族ふれあいの日」を制定し、この趣旨の普及に努めている。平成13年3月から毎月第3土曜日を、平成16年度からは、毎月第3土曜日・日曜日を「家族ふれあいの日」と設定していたが、家族のライフスタイルも多様化していることから、平成26年度からは、特に日を定めず、それぞれの家族に「家族ふれあいの日」を過ごしてもらうこととしている。

50頁「家族ふれあいの日」参照

地区委員会

17頁「地区委員会の推移と現状」参照

少年センター

警視庁生活安全部少年育成課の附置機関である少年センターは、地域における少年非行総合対策の実施拠点として、都内8箇所（大森・世田谷・新宿・巣鴨・台東・江戸川・立川・八王子）に設置されている。

主な活動内容は、街頭補導活動、少年相談、立ち直り支援活動をはじめ、ボランティアである少年補導員との合同補導や、区市町村・学校・PTA等との連携による非行防止・各種広報活動等を行っている。

なお、他の道府県においては、設置主体によって「少年補導センター」、「少年相談センター……」、「……少年愛護センター」、「青少年育成センター」等の種々の名称が使用されている。

社団法人青少年育成国民会議 及び 青少年育成都道府県民会議

中央青少年問題協議会は、昭和24年より「青少年保護育成運動」を主唱してきたが、各都道府県もこれを受けて、地方の実情を加味し、都道府県民運動を展開してきた。これは主目標を立て一定期間運動を進める

ものであったが、昭和 35 年より年間運動として実施することになり、主目標も当初の青少年の不良化防止、覚せい剤の乱用防止といったものから、社会環境の浄化、勤労青少年の福祉の増進など漸次その幅が広がられるようになった。

昭和 41 年、中央青少年問題協議会が青少年問題審議会に変わり、青少年対策本部が誕生したことを契機に、青少年育成国民運動推進のため、内閣府所管の公益法人である「青少年育成国民会議」が新たに発足した。都道府県も同様の動きを示し、青少年育成都道府県民会議が設置され、家庭の教育力の再生を支援する地域づくりの促進、青少年の自尊感情や社会性をはぐくむ場づくりの促進、青少年の非行や問題行動の未然防止と地域環境整備の促進等の取組を行っている。東京都においてはこころの東京革命協会という名称で活動している。

なお、社団法人青少年育成国民会議は、平成 21 年 8 月 31 日付で解散した。

児童の権利に関する条約

児童の諸権利について明文化し、児童の人権の尊重及び保護の促進を目的として、1989 年に国連で全会一致で採択された。日本は 1990 年に署名し、1994 年に批准した。

この条約は、児童の生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように適当な立法措置、行政措置、その他の措置を講ずることを内容としている。

特定非営利活動促進法（NPO法）（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）

民間の非営利団体（Non-Profit Organization）は、福祉、環境、まちづくりなど幅広い領域で、課題解決の実績を積み重ねる活動を行い、その存在と重要性が広く認められるようになった。

しかし、NPOの多くは、事務所を借りる契約の時、不動産の登記や銀行口座の開設の時など、活動するうえで法人格を持たないことにより支障がでる場合もあり、その対応策が求められていた。

このような要請にこたえ、NPOがより活発な活動ができるよう環境整備をはかるため制定された法律が、「特定非営利活動促進法（NPO法）」である。

特定非営利活動促進法は、法の定める分野の非営利活動を行う団体に「特定非営利活動法人」という法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進をはかることを目的としている。

（問合せ先）

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

TEL 03-5388-3198

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（市民活動促進担当）付

TEL 03-5253-2111(代)

4 国際交流活動関係

国際年

国連総会で採択・決議されるもので、特定の期間を通じて重点的な問題解決を要する問題をテーマとして設定し、国際社会の関心を喚起し、取組を促している。（例）

○国際婦人年 1975 年（昭和 50 年）

IWY・International Women's Year

国連の目的とする基本的人権の尊重に基づいて、あらゆる分野への女性の全面参加を掲げ、全世界が男女平等を目指すための年として制定。

スローガン「平等・発展・平和」

○国際児童年 1979 年（昭和 54 年）

IYC・International Year of the Child

国連児童権利宣言 20 周年にあたる 1979 年を「世界の子供の幸せを考える年」として、児童の権利宣言の諸権利を全ての子供がうけられることを目指して制定。

○国際障害者年 1981 年（昭和 56 年）

IYDP・International Year of Disabled Persons

1976 年第 31 回国連総会で 1981 年を国際障害者年とすることを全会一致で決定。

テーマ「完全参加と平等」

完全参加：障害をもつ人びとが社会の中で暮らし、共に考え、共に社会をつくる。

平等：障害をもつ人も、もたない人も同じ生活を送り、かつ社会の発展による幸福を等しく受ける。

○国際青年年 1985 年（昭和 60 年）

IYY・International Youth Year

青年たちが直面するであろう 21 世紀の様々な問題を、青年たち自身が考え、問題解決にむかって行動していくことができることを目指して制定。

テーマ「参加・開発・平和」

○国際平和年 1986 年（昭和 61 年）

IYP・International Year of Peace

国連憲章に基づいて、平和及び国際の安全と協力を推進し、平和的手段によって紛争を解決するために、関係機関の協調的かつ効果的な活動を助長すること、また、現代世界において平和に不可欠な基本的条件に社会の関心を向けるとともに国際連合を強化することを目指して制定。

テーマ「平和と人類の未来を守るために」

○国際家族年 1994年（平成6年）

IYF・International Year of the Family

家族の重要性を強調し、家族問題に対する政府、国民の関心を高めることによる、家族の役割、構造、及び機能に関する理解、家族の関心事、現状及び問題に対する認識を深め、もって家族の福利を支援、促進するための施策を助長することを目的として制定。

スローガン「家族からはじまる小さなデモクラシー」

○国際ユース年 2010年（平成22年）－2011年（平成23年）

IYY・International Year of Youth

世代間の対話と相互理解を目指すと同時に、平和から経済開発の推進に至るまで、人類の直面する課題を克服する上で、世界のユース（青少年）の持つエネルギーと創造性、自発性を生かすよう呼びかけるために制定。

テーマ「対話と相互理解」

国連ボランティア計画（UNV）

世界の開発と平和に寄与する「ボランティアリズム」を促進する国連機関。途上国の開発・人道支援の現場に159カ国出身のボランティアを毎年6,800人以上派遣している。

国連機関としてのグローバルな視点から、ボランティアの重要性を政策レベルに提言したり、各国の開発計画の中へのボランティアの融合も推進している。

我が国にとっても、邦人国連ボランティアの活動を通じて目にみえる形での人的貢献が可能な機関であり、国際ボランティア活動の重要性が叫ばれている中、その中心的役割を果たしている。

（問合せ先）

国連ボランティア計画（UNV）東京事務所
TEL 03-5467-7815

青年海外協力隊

青年海外協力隊は、「アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東の人々のために、自分の持っている技術や経験を活かしてみたい」という強い意志を持った若者を、ボランティアとして原則2年間、派遣するJICA（独立行政法人国際協力機構）の事業である。

1965年の派遣開始から今年で51年を迎え、累計隊員数は約40,270人を数え、平成27年4月30日現在で派遣中の隊員は1,989名にのぼり、派遣中の国は71ヶ国に及んでいる。

協力隊員の派遣職種は、①計画・行政、②公共・公益事業、③農林水産、④鉱工業、⑤エネルギー、⑥商業・観光、⑦人的資源、⑧保健・医療、⑨社会福祉の9部門に大別され、その数は約100種類以上に及ぶ。

募集は年2回、春と秋に実施している。

（問合せ先）

青年海外協力隊事務局
TEL 03-5226-9813
URL <http://www.jica.go.jp/>

日系社会青年ボランティア

日系社会青年ボランティアは、青年海外協力隊と同様に独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する技術協力事業である。（昭和60年創設）

中南米地域の日系社会で、自分の持っている技術や経験を活かしてみたいという青年を派遣し、支援する事業で、派遣期間は原則2年間。

募集は年2回、春と秋に実施している。

（問合せ先）

JICA 日系社会ボランティア窓口
TEL 045-211-1786
URL <http://www.jica.go.jp/>

青年国際交流事業

日本と諸外国の青年との交流により、相互の理解と友好を促進し、青年の国際的視野を広め、国際協力の精神を養い、次代を担うにふさわしい青少年を育成するために、内閣府が実施している。

①国際青年育成交流

カンボジア、ドミニカ共和国、ラトビアの各国にそれぞれ14人の日本青年を18日間程度派遣

②日本・中国青年親善交流

中国に25人の日本青年を12日間程度派遣

③日本・韓国青年親善交流

韓国に25人の日本青年を15日間程度派遣

④東南アジア青年の船

昭和49年度から実施。アセアン10か国の青年約280人と船内などで共同生活をしながら、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナムと41日間かけて訪問

⑤次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」

インド、スリランカを世界10か国の外国青年約120人と船内で共同生活をしながら訪問

⑥青年社会活動コアリーダー育成プログラム

高齢者関連、障害者関連、青少年関連の各分野において社会活動の中核を担う青年リーダーの育成を目標に平成14年度から開始

社会活動に携わっている日本参加者を、ドイツ（高齢者分野）、英国（障害者分野）、オーストリア（青少年関連活動）の3か国に10日間派遣

（問合せ先）

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室
青年国際交流担当

〒100-8914 千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL 03-6257-1434 (平日9:30~18:15)
東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課
TEL 03-5321-1111 (内53-851)

5 法令用語関係

有害広告物

広告物の形態又は広告の内容が、青少年に対し「著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」と知事が認めた広告物をいう。

なお、有害広告物に対しては、知事は当該広告物の広告主又は、これを管理する者に対し、その形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずることができることになっている。〔健全育成条例（略称）第14条〕

不健全図書類

図書類の内容が青少年（18歳未満）に対し「著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するもの」〔健全育成条例（略称）第8条第1項第1号〕又は「漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものに該当するものうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるもの」〔健全育成条例第8条第1項第2号〕として、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもので、知事が指定した図書類をいう。

関係業者等には、これら指定図書類を青少年に販売し、頒布し、または貸付けてはならないという制限がある。また、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等を除く。）は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。なお、違反があった場合、罰則規定がある。

表示図書類

図書類の発行、販売又は貸付けをする者により構成する自主規制団体又は図書類を発行する者が、図書類の内容が青少年（18歳未満）に対し「性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、

青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」又は「漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」で、当該図書類を発行する者が、青少年に閲覧し、又は観覧することが適当でない旨を表示した図書類をいう。

深夜興行場規制

深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間）は、青少年を興行場等（映画館・ボウリング場・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェ等）に入場させてはならないことになっている。〔健全育成条例（略称）第16条第1項〕

東京都では、これらの興行場等に対し、随時立入調査を行い、青少年の立入制限、掲示などの状況を調べ、行政指導を行っている。

買春等処罰規定、淫行処罰規定

東京都青少年の健全な育成に関する条例において、平成9年の改正で、情報化や性の商品化が著しく進み、「性」に関する意識が大きく変化する中で、性風俗に安易に係わる青少年と、その相手方となる大人（18歳以上）の行動が、深刻な社会問題となり、性の商品化から青少年を守るため、青少年に対する買春等の禁止が新設され、第18条の2第1項において、「何人も、青少年に対し、金品、職務、役務その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して性交又は性交類似行為を行ってはならない。」と規定した。

平成16年の条例改正では、平成11年11月1日に児童買春法が施行され、児童に対して対償を供与等し、性交等をすることが禁止された（買春等処罰規定）ことに伴い、同法との整合性を図るため、いわゆる「金品等の供与等を伴う性交又は性交類似行為」と規定していた条例第18条の2第1項を、すでに効力が失われているため削除した。

しかし、メディアから性に関する情報が流され、出会い系サイトの利用により青少年が大人との接触の機会が増加するなど、青少年の性を取り巻く環境は、近年大きく変化している。このような中で、青少年が健全に成長する環境づくりのため、大人に対して、青少年との反倫理的な性交又は性交類似行為に対する責任を問い、大人の姿勢を正すことをねらいとして、平成17年の条例改正で「何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。」（第18条の6淫行処罰規定）へと改正した。

デートクラブ

デートクラブとは、ちらし、新聞等で女性客を募集し、男性客からは入会金、入室料を徴収して、異性間の対価を伴う交際を仲介するものである。

非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。

○犯罪少年

罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者をいう。

○触法少年

刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者をいう。

○ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 20 歳未満の者をいう。

不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした 20 歳未満の者をいう。

要保護少年

児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童をいう。

被害少年

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。

非行集団

暴走族等組織性及び継続性を有する少年を含む三人以上の集団で、構成員が非行を繰り返す、又は繰り返すおそれがあるほか、他の構成員の非行を助長し、又は容認する性格を有する集団をいう。

保護者

少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

刑法犯少年

「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第

211 条の罪を除く。）並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪を犯した犯罪少年及び刑罰法令に触れる行為をした触法少年をいう。

特別法犯少年

上記の刑法犯少年にいう罪を除くすべての罪（道路上の交通事故に係る刑法第 211 条に規定する罪、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する罪を除き、条例に規定する罪を含む。）を犯した犯罪少年及び刑罰法令に触れる行為をした触法少年をいう。

福祉犯

児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるものをいう。具体的には、「未成年者喫煙禁止法」、「労働基準法」、「児童福祉法」、「学校教育法」の中で少年の福祉を害する犯罪とされているもののほか「風俗営業等適正化法」、「職業安定法」、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」等において規定する、少年の福祉を害し、健全な育成を阻害する事犯のすべてに及ぶ。

6 青少年に関する最近の用語

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により評価判別し、青少年の健全育成に有害な情報を閲覧できないようアクセス制限をする機能のこと。パソコンのほか携帯電話でも利用でき、18 歳未満の青少年が利用する携帯電話については、保護者が正当な理由のもとに不要の申出をしない限り、フィルタリングの利用が条件となっている。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

インターネット上の交流を通じて人と人とのつながりを促進するサービスやウェブサイトのこと。Twitter、LINE、Facebook、Instagram 等がある。多くの人と交流をもつことができる利便性の高いサービスであるが、

個人情報不用意な公開やアカウントの不正利用等によりトラブルや犯罪にまきこまれる恐れもある。

オンラインゲーム

インターネット等コンピュータネットワークを介して他人のパソコンやゲーム機と接続し、オンラインで複数の人が同時に参加し、進行を共有することができるゲームである。遠隔地のプレイヤー同士で対戦したり、協力したりしてゲームを楽しむことができる利点があるが、依存症や課金制度等に関わる問題が生じることもある。

いじめ

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとしている。

不登校

不登校とは、『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年度内に連続又は断続して30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は定義している。高等学校や特別支援学校については、小・中学校に準じて、「長期欠席者」に対して同義語として使用している場合が多い。

スクールカウンセラー

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、文部科学省では、平成7年度から、「心の専門家」として臨床心理士等をスクールカウンセラーとして全国の公立小・中・高等学校に配置を開始した。

ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場が狭まり、就労や就学など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指す。また、厚生労働省は「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態」と定義している。

若年無業者（ニート）

15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。

フリーター

15歳から34歳の男性または未婚の女性（学生を除く。）で、パート、アルバイトをして働く者またはこれを希望する者をいう。

発達障害

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害である。発達障害のある子供は、他人との関係づくりやコミュニケーション等が苦手であるが、優れた能力が発揮されている場合もあり、アンバランスな様子から周りに理解されにくい障害である。発達障害の人達が個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、幼少期からの気づきと適切なサポート、理解が必要とされる。

LGBT

LGBTとは、レズビアン（Lesbian・女性の同性愛者）、ゲイ（Gay・男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual・両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender・性別移行（性同一性障害を含む））の頭文字から作られた、多様な性のあり方を総称する言葉である。

危険ドラッグ

覚醒剤や大麻等の規制薬物と類似した化学物質を混入させた製品等で、体内摂取により、これら規制薬物と同様の有害性が疑われる物をいう。危険ドラッグは、「合法ドラッグ」、「脱法ハーブ」等と称して販売されるため、あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解されているが、実際は、麻薬や覚醒剤より身体に危険な成分が含まれていることがあり、乱用による死亡事故を招くこともある危険なものである。

特殊詐欺

特殊詐欺とは、不特定の相手に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」（「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」等）と「振り込め類似詐欺」（「金融商品等取引」、「ギャンブル必勝情報提供」、「異性交際斡旋」等）に分けられる。青少年が受け子（直接現金を受け取る役）として特殊詐欺の犯行グループに取り込まれるケースも多い。

選挙権

平成 27 年 6 月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられた。平成 28 年夏の参議院選挙から適用される見込みである。

7 青少年指導者関係

(1) 青少年健全育成施設等に勤務する専門職員等

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体
児童の遊びを指導する者（児童厚生員）	児童厚生施設において児童の遊びを中心に指導し、児童の自主性や社会性を高め、児童が健全に育つことを援助する。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条	児童館、児童遊園、地域子育て支援センター
児童福祉司	児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉の増進に努める。 児童福祉法第13条	児童相談所
児童指導員	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を収容する養護施設等において児童の生活指導を行う。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条	養護施設等児童福祉施設、児童相談所
保護観察官	非行少年や犯罪者の更生保護及び犯罪予防活動等を行う。 更生保護法第31条	地方更生保護委員会、保護観察所

(2) 行政機関等の委嘱する指導者等

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体
児童委員（民生委員）	児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関し援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力する。 児童福祉法第16条 民生委員法第3、13条	区市町村
主任児童委員	児童福祉関係諸機関と区域を担当する児童委員の連絡・調整業務を行う。 児童福祉法第16条	区市町村
青少年委員	地域の学校やPTA等と連携し、青少年健全育成のための活動を行う。 各区市町村の条例、規則	区市町村
身体障害者相談員	身体に障害のある者の相談に応じ、その更生のために必要な援助を行い、更生援護に熱意と識見を持っているとして委託された者。 身体障害者福祉法第12条の3	区市町村（都道府県）
知的障害者相談員	知的障害者又はその保護者の相談に応じ、更生に必要な援助を行い、更生援護に熱意と識見を持っているとして委託された者。 知的障害者福祉法第15条の2	区市町村（都道府県）

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体
母子・父子自立支援員	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に身上相談に応じその自立に必要な指導を行う。母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条	都道府県、区市町村
社会教育指導員	社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等に当たる。 各区市町村等の条例、規則	教育庁出張所、公民館他
体育指導委員（スポーツ推進委員）	当該市町村におけるスポーツ振興のため住民に対し、スポーツの実技の指導、助言などを行う。 スポーツ振興法第19条、スポーツ基本法第32条	区市町村教育委員会
社会教育委員	社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案や研究調査等を行うほか、区市町村の社会教育委員は、当該区市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対して助言と指導を与える。 社会教育法第17条	教育委員会
職業相談員	新規学卒就業者等の職業への適応を促進するため、新規学卒就職者、事業主等に対し、相談指導を行う。 厚生労働省設置法第23条	公共職業安定所
青少年指導員・青少年相談員等	地域における青少年の健全育成のための助言・指導等の諸活動を行う。 相談機関を置く都道府県・区市町村の条例・規則等	都道府県、区市町村
少年指導委員（少年指導員を併嘱）	風俗営業等関係者に対し、少年の健全育成への協力要請を行うとともに、有害な風俗環境浄化活動の援助等を行う。 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第38条	警察署（警察署長が推薦、東京都公安委員会が委嘱）
少年補導員	街頭補導のうち、不良行為少年の発見及び補導活動を行う。その他に、少年相談及び地域の非行問題等に取り組むため、サポートチームの構成員となり少年に対する助言指導等目的に応じた活動を行う。 少年補導員制度運営要綱	警察署（警視庁生活安全部長が委嘱）
協助委員（少年補導員のうちの専門委員）	少年補導員の任務のほか、非行集団に所属する少年を離脱させる、非行を防止するための助言・指導及び相談を行う。	
母の会委員（少年補導員のうちの専門委員）	少年補導員の任務のほか、子育て経験の浅い母親、子供の健全育成または非行問題で悩んでいる母親等に対する助言及び指導を行う。	

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体
保 護 司	非行少年や犯罪者の更生保護及び犯罪予防活動等について、保護観察官を補佐する。 保護司法、更生保護法第32条	保護司会
人権擁護委員	青少年を含め国民の基本的人権が侵犯されることのないよう自由人権思想の普及高揚に努め、また、その人権が侵犯された場合には、救済のため速やかに適切な処置をとる。 人権擁護委員法	法務省人権擁護局

8 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼 称	年 齢 区 分
道 路 交 通 法 (第14条)	児 童	6歳以上13歳未満の者
	幼 児	6歳未満の者
道 路 交 通 法 (第88条)	大型免許を与えない者	21歳に満たない者(政令で定める者にあつては19歳未満)
	中型免許を与えない者	20歳に満たない者(政令で定める者にあつては19歳未満)
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳に満たない者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳に満たない者
学 校 教 育 法 (第17条)	学 齡 児 童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学 齡 生 徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民 法	未 成 年 者 (第4条)	20歳未満の者
	婚 姻 適 齢 (第731条)	男満18歳、女満16歳(未成年者は、父母の同意を得なければならない。)
刑 法 (第41条)	刑 事 未 成 年 者	14歳未満の者
少 年 法 (第2条)	少 年	20歳未満の者
未 成 年 者 飲 酒 禁 止 法 (第1条)	未 成 年 者	満20歳に至らざる者
未 成 年 者 喫 煙 禁 止 法 (第1条)	未 成 年 者	満20歳に至らざる者
労 働 基 準 法	年 少 者 (第57条)	18歳未満の者
	児 童 (第56条)	15歳未満の者(例外あり)

法律の名称	呼 称	年 齢 区 分
	未 成 年 者 (第58条)	規定なし
児 童 福 祉 法 (第4条)	児 童	満18歳に満たない者
	乳 児	満1歳に満たない者
	幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児 童 買 春、児 童 ポ ル ノ に 係 る 行 為 等 の 処 罰 及 び 児 童 の 保 護 等 に 関 す る 法 律 (第2条)	児 童	18歳に満たない者
東 京 都 青 少 年 の 健 全 な 育 成 に 関 す る 条 例 (第2条)	青 少 年	18歳未満の者
東 京 都 デ ー ト ク ラ ブ 営 業 等 の 規 制 に 関 す る 条 例 (第2条)	青 少 年	18歳未満の者
競 馬 法 (第28条)	未 成 年 者	規定なし
自 転 車 競 技 法 (第9条)	未 成 年 者	規定なし
小 型 自 動 車 競 走 法 (第13条)	未 成 年 者	規定なし
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 法 (第12条)	未 成 年 者	規定なし